

令和元年第10回 美里町農業委員会会議録

令和元年10月9日

令和元年第10回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎第3・4会議室に招集する。

出席委員

1番 奥村 智 3番 永田末廣 4番 善積邦昭 5番 長木一美
8番 吉坂 美佐子 9番 松田政明 10番 吉田美好

欠席委員

6番 松村新二 7番 田中 豊

欠員 1名

事務局

事務局長 富永英司 書記 安達浩一 上村海晴

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午前10時00分

事務局長 こんにちは。只今から令和元年第10回美里町農業委員会会議を開会いたします。それでは、議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第4条に基づき会長が行います。

会長 それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は6番松村委員、7番田中委員が欠席でございますが、美里町農業委員会会議規則第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、5番長木委員、8番吉坂委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分 番号1から番号5について、事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは、議案第28号、番号1から番号5について、続けて補足の説明を行います。番号1は、譲渡人は労力不足で農地の管理が出来ておらず、譲受人が経営拡大を目的に双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。続きまして番号2の補足の説明をいたします。番号2は譲渡人が高齢で農地の管理が困難であり、譲受人が経営拡大を目的に双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。続きまして番号3の補足の説明をいたします。番号3は譲渡人が高齢で農地の管理が困難であり、譲受人が経営拡大を目的に双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。続きまして番号4の補足の説明をいたします。番号4は譲渡人が町外在住で農地の管理が困難であり、譲受人が経営拡大を目的に双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。続きまして番号5の補足の説明をいたします。番号5は譲渡人が農地の管理が困難であり、譲受人が経営拡大を目的に双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。また、番号1から番号5のいずれも下限面積要件並びに周辺地域における「効率的かつ総合的な農地利用の確保」について支障を生じるおそれの有無など「農地法第3条第2項」の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長 以上で事務局より、番号1から番号5の補足の説明を終わります。それでは、議案第28号、番号1を議題とし内容の説明を8番 吉坂委員に求めます。

8番（吉坂委員）略

会長 以上で議案第28号、番号1の内容説明を終わります。それでは番号1について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第28号、農

地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号1は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。

よって、議案第28号、番号1は原案どおり決定しました。次に進みます。

議案第28号、番号2を議題とし内容の説明を8番 吉坂委員に求めます。

8番（吉坂委員）略

会長 以上で議案第28号、番号2の内容説明を終わります。それでは番号2について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。

議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号2は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第28号、番号2は原案どおり決定しました。

次に進みます。議案第28号、番号3を議題とし内容の説明を8番 吉坂委員に求めます。

8番（吉坂委員）略

会長 以上で議案第28号、番号3の内容説明を終わります。それでは番号3について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号3は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第28号、番号3は原案どおり決定しました。

次に進みます。議案第28号、番号4を議題とし内容の説明を8番 吉坂委員に求めます。

8番（吉坂委員）略

会長 以上で議案第28号、番号4の内容説明を終わります。それでは番号4について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

5番（長木委員）1番から4番まで譲受人がすべて同一ですが、まとめて事業か何かされるのですか？

事務局 まだ買われていないところもありますが、全て買われてから圃場整備を行われます。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 28 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 4 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 28 号、番号 4 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 28 号、番号 5 を議題とし内容の説明を 8 番 吉坂委員に求めます。

8 番 (吉坂委員) 略

会長 以上で議案第 28 号、番号 5 の内容説明を終わります。それでは番号 5 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 28 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 5 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 28 号、番号 5 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 29 号農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 を議題とし内容の説明を 5 番 長木委員に求めます。

5 番 (長木委員) 略

会長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは補足の説明を行います。議案第 29 号番号 1 資料 3 をご覧ください。この案件につきましては譲受人が代表をされています会社の進入路として転用許可以前に無断で整備された経過があり、始末書のついた追認案件となっております。なお、農地法を失念されていたため始末書も添付されており、転用につきましては問題ありません。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 29 号、番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

5 番 (長木委員) 備考欄に土地使用貸借契約書 (案) とあるが今回は売買なのでなんているのか？

事務局 譲受人と譲受人が経営しています会社の契約書 (案) になります。譲受人が譲渡人から買われて譲受人が譲受人の会社に貸す形になります。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 29 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 29 号、番号 1 は原案どおり決定しました。

次に進みます。議案第 29 号農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 2 を議題とし内容の説明を 4 番 善積委員に求めます。

4 番（善積委員）略

会長 事務局より補足の説明はありませんか、

事務局 はい、それでは補足の説明を行います。まず土地の選定理由ですが、資材置場を目的に申請地を選定されました。次に造成計画ですが、80 c m 程度の盛土を行い、造成を行う計画となっております。また、排水計画は自然浸透並びに東側水路に流す計画となっております。次に、被害防除計画につきましては、周辺農地への日照等耕作への影響はないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われま。なお、当該申請農地は山林と県道で分断された第 2 種農地で転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 29 号、番号 2 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 29 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 2 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 29 号、番号 2 は原案どおり決定しました。次に進みます。事務局何かありませんか？

事務局 ありません。

会長 それでは、本日の会議はこれもちまして閉会させていただきます。有難うございました。

美里町農業委員会会議規則第13条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印